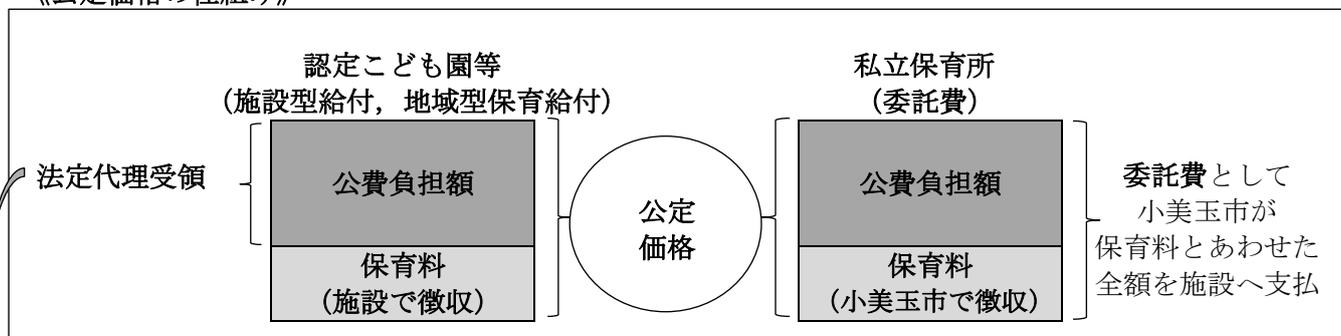


## 法定代理受領に係る施設型給付費の額の支給認定保護者への通知について

平成27年4月1日に施行された、子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政支援を保証しています。施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から保育料を控除した額となります。

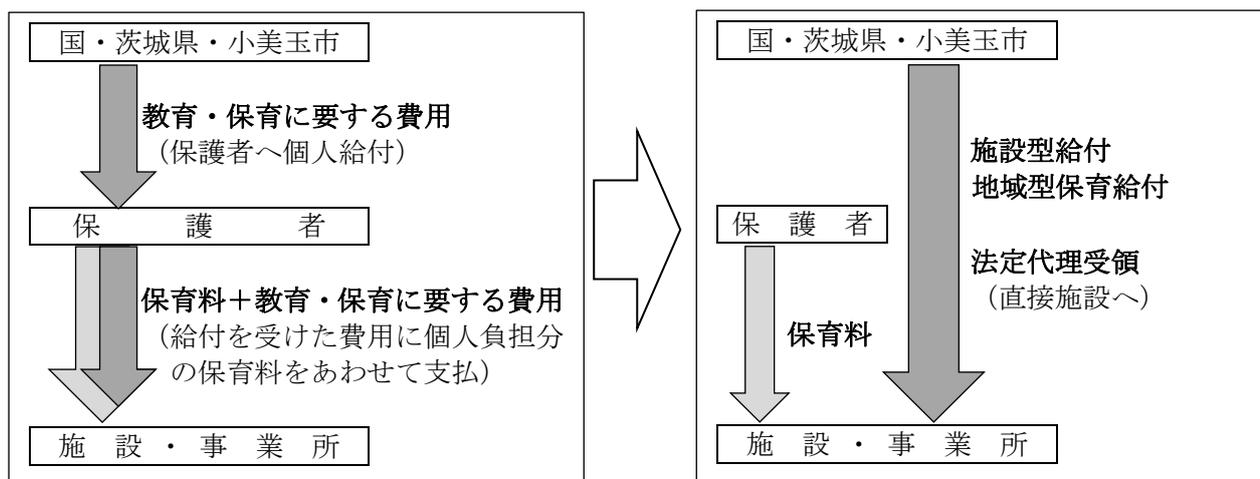
### 《公定価格の仕組み》



※「施設型給付」は認定こども園、幼稚園、保育所を、「地域型保育給付」は小規模保育、家庭的保育を対象とした財政支援です。

※公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用をもとに算定されており、「認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）」、「保育必要量」、「施設の定員」などを勘案して算定されています。

### 《法定代理受領の仕組み》



### 「法定代理受領」と保護者への通知の法的位置付け

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、小美玉市から特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）に対して直接支払いが行われています。

（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。）

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないことになっています。

※あくまで、法定代理受領した給付費等の額の実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担への支払いが発生するものではありません。

※私立保育所に対しては、保育所における保育は市が実施すること（児童福祉法第24条）とされていることから、法定代理受領ではなく、保育料を市で徴収し、施設型給付費と保育料をあわせた全額を「委託費」として保育所に支払われるため、法定代理受領の通知対象外となります。